

特許庁委託事業

アフリカ知的財産機関（OAPI）における
知的財産権取得に関する制度概要調査

2017年4月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

目次

第 I 章 :	特許	3
第 II 章 :	実用新案	13
第 III 章 :	意匠	19
第 IV 章 :	商標	26
第 V 章 :	商号	32
第 VI 章 :	地理的表示	37
第 VII 章 :	集積回路の回路配置図 (トポグラフィー)	41
第 VIII 章 :	植物品種権	46

I. 特許

1. 制度の概観

OAPI の概略

この広域機関の正式名称は、アフリカ知的財産機関で、一般的には OAPI というフランス語名の頭文字で知られている。フランス語と英語が OAPI の公用語であるが、フランス語の方がよく使われる。この機関の英語名は、African Intellectual Property Organisation (AIPO)だが、この名称はほとんど使われることはない。OAPI の本部は、Cameroon の Yaounde という都市に置かれている。

加盟国

OAPI の加盟国は次の通りである：Benin、Burkina Faso、Cameroon、Central African Republic、Chad、Comoros、Congo、Equatorial Guinea、Gabon、Guinea、Guinea-Bissau、Ivory Coast、Mali、Mauritania、Niger、Senegal、Togo

所在地

OAPI のオフィスは Cameroon の Yaounde にあり、連絡先は次の通りである。

BP887 Yaounde, Cameroon

Tel: (237) 22 20 57 00/22 20 39 11

Fax: (237) 22 20 57 27/22 20 57 21

www.oapi.int

バンギ協定

OAPI を創設した協定は、アフリカ工業所有権機関の創設に関する 1977 年のバンギ協定であり、これは 1999 年バンギ協定により改訂されている。付属文書 I が特許について定めている。

OAPI の全加盟国は、パリ条約、特許協力条約 (PCT) および世界知的所有権機関条約 (WIPO 条約) に加盟している。PCT 国際出願の OAPI 広域段階が自動的に OAPI の全加盟国に適用される。

統計 - 出願件数

年	OAPI における特許出願数
2006	454
2007	512
2008	459
2009	447
2010	445
2011	515
2012	550
2013	552
2014	579
2015	529

出願要件

発明特許と追加特許が利用可能である。特許の対象である発明の変更、改良または追加に関して、追加特許を取得することができる。ただし、特定の要件を満たすことを条件とする。

特許を取得するためには、発明が新規性、進歩性を備え、産業上利用可能でなければならない。これらの概念については以下でより詳細に説明する。

新規性： 新規性についての判断は、絶対的になされなければならない。つまり、発明は先行技術と比べて新規性をもたなければならないということである。先行技術は、出願または優先日以前に、場所、手段によらず、公衆が利用できる全てのものからなるとみなされる。しかし、出願日または優先日の前の 12 カ月の間に、出願人またはその前の所有者に対する明らかな違反の結果、当該発明が開示された場合、あるいは、出願人またはその前の所有者が公的もしくは公的とみなされる国際展示会で発明を展示した場合は、新規性が喪失されないという意味で猶予期間がある。

進歩性： 関連する先行技術を考慮して、出願日または優先日時点の関連分野の当業者にとって発明が自明でなかった場合、発明には進歩性がある。

産業上の利用可能性： 農業を含め、いかなる種類の産業でも製造または使用が可能であれば、発明は産業上利用可能であるとみなされる。

次のものには特許は許諾されない — これらの例外は特許協力条約 (PCT) に基づく規定の規則 39 に相当する。

- 公の秩序または善良の風俗に反する発明
- 科学および数学の理論
- 微生物学的方法およびそのような方法による生産物以外の、植物品種、動物種、植物または動物の繁殖のための主に生物学的な方法
- 事業、純粋な精神活動または遊技を行うための方式、規則または方法
- 診断方法も含む、外科またはセラピーによって人または動物を治療する方法
- 単なる情報の提示
- コンピュータプログラム
- もっぱら装飾的な性質の作品
- 文学的、建築的および芸術的作品、または、他の審美的創作物

次のものが特許性を有するという事に留意する。

- 化学組成
- 薬剤
- 微生物学的方法およびそのような方法による生産物
- 自然環境から取り出され、または、技術的方法により作り出された遺伝子配列

以下については法律の規定も法制の規定もないことにも留意する。

- 二次的な医学的使用
- 半導体

審査期間

所定の期限はない。出願人は特許付与を出願日から1年間遅らすことができる。OAPIは方式審査を行う。法は実体審査を規定しているが、現在実体審査は行われていない。OAPI出願の特許付与までの期間は、通常出願から12～18カ月以内である。

権利期間

権利期間は出願日から20年間である。特許が追加された場合、期間は主特許の残期である。

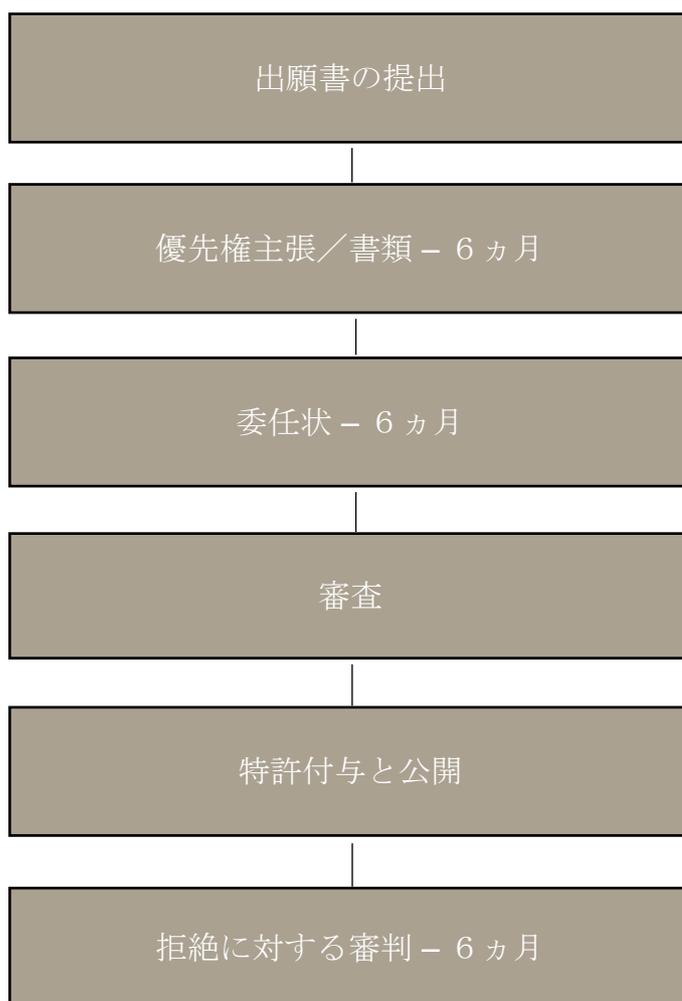
出願／登録手順（フローチャートを含む）

非PCT

手順は次の通りである。

- 裏付け文書とともに出願書類を提出し、手数料を支払う。
- 出願と同時に、または出願後6カ月以内に委任状を提出する。
- 出願と同時に、または出願後6カ月以内に優先権を主張し、出願後6カ月以内に優先権書類を提出する。
- 審査は方式審査のみ。
- 重大な間違いは2カ月以内に訂正することができる。
- 発明の単一性要件が満たされない場合、出願人は6カ月の間に、元の出願日と優先日はそのまま、分割出願を提出する。
- 特許付与は公報で公開される。
- 出願が拒絶された場合、高等審判委員会に審判を請求することができる。

フローチャートは次の通りである：



OAPI における広域段階の *PCT* 出願：

手順は次の通りである。

- 国内段階に入る期限は優先日から 30 カ月である。
- 公開された国際出願の写しを提出する - 英語またはフランス語の翻訳が必要である。
- 発明者の氏名および住所を記載しなければならない。
- 出願人が外国人である場合は、代理人を任命したうえ、委任状（署名しただけのもの）を提出しなければならない。委任状は出願後 3 カ月以内に提出することができる。
- 優先権書類のフランス語または英語の翻訳を 30 カ月の期間の満了後 6 カ月以内に提出しなければならない。
- 国際調査報告書の写しを提出する - 提出は出願後でもよく、定められた期限はない。
- 特許性に関する国際予備審査報告書の写しを提出する - 提出は出願後でもよく、定められた期限はない。
- 広域段階に移行してから特許付与までの平均処理時間は、18 カ月である。

2. 出願書類を作成する

言語要件

出願書類は英語またはフランス語で提出することができる。願書、委任状、明細書、請求項および要約はどちらか一つの言語で記載されなければならない。図面の注釈は両方の言語で記載されなければならない。実際の手続きはフランス語で行われている。

必要とされる出願様式

公式の様式を用いなければならない。

非PCT

願書は所定の様式を使い、発明の名称ならびに出願人、発明者および代理人の詳細を記載せなければならない。該当する場合、願書には次のものを記載せなければならない。

- 優先権を主張する場合には、関連する、以前の外国出願の詳細
- 追加または分割出願の証明書を申請する場合には、元々の OAPI 出願の詳細

添付書類

非PCT

願書とともに次のものを提出せなければならない。

- 明細書、請求項、要約および図面（以下のさらなる詳細を参照）を含む、密封パッケージ。
- 手数料の納付証明。
- 発明が微生物または微生物の使用を含む場合、微生物の寄託を証明する受領書で、実施規則に明示される寄託機関または国際寄託機関が発行したもの。
- 英語またはフランス語の委任状。これは出願後3カ月以内に提出することができる。公証は必要ではない。出願人が企業である場合には、署名者の氏名および地位を加えなければならない。
- 最長12カ月の条約優先を請求することができ、請求は出願と同時に、または出願後6カ月以内に行うことができる。複合優先および部分優先が認められる。優先出願がフランスでも英語でもない場合には、出願と同時に、または出願後6カ月以内に、フランス語または英語の宣誓翻訳とともに、優先出願の認証写しを提出せなければならない。
- 優先権譲渡証は、出願後6カ月以内に提出することができる。
- 明細書、請求項、要約および図面に関するさらなる詳細：
明細書 – 通常の知識および技術を有する当業者が実行できるように、発明の明細書は明瞭かつ十分に記載されなければならない。
請求項 – 請求項は、保護を求める範囲を定めなければならない。保護範囲は、明細書の内容を超えてはならない。請求項の複数の従属は認められる。
要約 – 要約は、発明に関連する明細書および請求項の内容ならびに図面の内容の要旨を記載せなければならない。
図面 – 図面は、21センチメートルx30センチメートルの大きさの紙に、左側に3センチメートルの余白、その他の側には2センチメートルの余白をとって、表示されなければならない。

広域段階PCT

広域段階PCT出願の場合、次のものが必要である。

- フランス語または英語の明細書、請求項と要約。
- 該当する場合は、正式図面。
- 署名された委任状。出願後 3 カ月の間提出できる。
- 優先権譲渡証。出願後 6 カ月の間提出できる。
- 公開された国際出願の写し。
- 国際調査報告の写し。これは、出願後提出することができ、定められた期限はない。
- 特許性に関する国際予備審査報告の写し。これは、出願後提出することができ、定められた期限はない。

留意事項

次の事項が重要である。

- 出願人が OAPI 加盟国のいずれかに居住していない場合、出願書類は代理人を通じて OAPI のオフィスに提出されなければならない。
- 特許出願は、実用新案出願に変更可能である。変更に由来する実用新案は、元々の特許出願の出願日をそのまま保つ。
- 追加特許の出願は、元々の出願日を保ったまま、主特許の出願に変更可能である。

3. 出願の提出

出願先

OAPI オフィス。上記所在地を参照。オンライン出願はできない。

出願資格者

発明者または譲受人が出願することができる。出願人は、自然人でも、法人（企業）でもよい。外国人に関する制限はない。

特許存続中は、資格を有する者は、主特許の対象である発明に変更、改善または追加を加える、追加特許を出願する権利がある。

職務遂行中の従業員による発明、または、雇用関係の結果自由に使えるノウハウまたは器具を使用した発明の場合、当該発明の特許を取得する権利を有するのは、雇用主である。ただし、雇用契約に別の規定がある場合は除く。

登録関係手数料および費用

公式の OAPI の特許料金	基準通貨 CFA フラン（中央アフリカ・フラン）での 2017 年の公式特許手数料 (1Euro = XAF655.957)	
出願手数料	XAF	225,000
追加特許	XAF	285,000
優先権主張手数料	XAF	63,000
公開手数料	XAF	365,000
請求項が 10 を超える場合、請求項ごとの手数料	XAF	45,000

頁手数料：明細書および図面		
• 11～20 枚	XAF	120,000
• 21～30 枚	XAF	300,000
• 31～40 枚	XAF	600,000
• 40 を超えた場合 10 枚ごとに	XAF	80,000
訂正	XAF	40,000
追加特許出願を特許出願に変更する	XAF	105,000
年金：		
• 2 年目～5 年目、一年ごとに	XAF	220,000
• 6 年目～10 年目、一年ごとに	XAF	375,000
• 11 年目～15 年目、一年ごとに	XAF	500,000
• 16 年目～20 年目、一年ごとに	XAF	650,000
納付遅延罰金	XAF	70,000

通知期間および期日

上記 (1) 「出願／登録手順」と下記 (4) 「拒絶理由通知書に応答する」を参照。

全登録手続き期間

平均的な全登録手続き期間は、12～18 カ月である。

4. 出願経過

拒絶理由通知書に応答する

出願日の認定前に、方式審査がある。手数料の不納を除く、重大な間違いの場合は、出願人は2カ月以内に間違いを訂正するよう求められるが、この期間は、正当な理由があれば延長可能である。訂正が間に合った場合、出願日はそのままである。

実体審査はない — 実体審査に関する規定は法にあるが、実際には行われていない。

出願が拒絶された場合、高等審判委員会に審判を請求することができる。

応答を作成する

OAPI の加盟国は、主に旧フランス植民地であるので、応答を作成する際または請求項を補正する際には、ヨーロッパまたはフランスで取られているのと同じアプローチに従うことを勧める。

異議申立手続き

異議申立に関する規定はない。第三者意見に関する規定もない。

権利の発行

特許登録書が発行される。特許の登録が公報に公開される。登録前には公開されないため、この公開が最初の公開となる。特許明細書は印刷されており、公式手数料を支払えば明細書の写しを利用可能である。登録が公開された日から全公式出願書類は、公衆の閲覧に供される。

特許は、出願人の自己責任において登録され、発明の存在、メリットまたは新規性に関して、あるいは、明細書の正確さまたは精密さを保証することなしに、特許は付与される。

5. 登録後

権利

特許の権利者は、特許を受けた製品を製造、輸入、販売、販売申し出をし、使用する独占的権利を有する。他人による、許可を受けない、このような行為は、侵害である。特許を受けたのが方法である場合には、当該方法を適用すること、または、特許方法の適用により直接得られる製品を製造、輸入、販売、販売申し出をし、もしくは、使用することは、侵害である。登録後5年以内にOAPI加盟国のいずれの国でも特許が十分に実施されていない場合には、侵害に対する申立てをすることはできない。ただし、実施がされていないことに正当な理由がある場合は除く。

先使用权は適用されうる。しかし、特許の権利者が侵害者とされる者に、特許出願書類に添付された発明の明細書の正式な写しを送付した後になされたものには、この適用はない。

実施権者は、特許の権利者に訴訟を起こすよう請求することができ、権利者が3カ月以内に訴訟を起こさない場合には、実施権者が自分の名前で訴訟を起こすことができる。この訴訟はOAPI加盟国の管轄裁判所で起こすことができる。利用できる救済手段には、侵害品の差止命令、損害賠償および差押がある。

既存の有用な救済手段は、差押の有無にかかわらず、政府職員（税関職員を含む）の援助を受けて、特許権者が侵害として申し立てられた物の詳細な物品目録および説明書を作成することを認める、裁判所命令である。差押がある場合には、保証金を差し入れることが必要となるかもしれない。命令の条件として、目録または差押の日付から10日以内に刑事または民事訴訟を起こさなければならない。

侵害に関する罰則規定もある。刑事訴訟は損害を受けた当事者の訴状に基づいて検察庁により起こされる。一つ以上の侵害品と知りながら受領、販売、販売用に展示、または、OAPI加盟国の領土に持ち込んだ者は侵害者と同じ罰則を科される。

取消手順

関係者は、検察庁と同様に、取消訴訟を起こすことができる。特許は、管轄裁判所により以下の理由で取り消されることができる。

- 新規性または進歩性の欠如のため、または産業上利用可能でないため、発明に特許性がない。
- それ以外の理由で発明はそれ自身特許性を持たない。
- 特許出願の名称が発明の真の対象以外の物を不正に示唆する。
- 明細書における発明の開示が不十分である、または、明細書が発明者の真の方法を完全かつ誠実に示していない。

追加特許は主特許と同時に終了するが、主特許が取り消されたからといって、自動的に追加特許が取り消されることにはならない。

ライセンス

ライセンス契約

ライセンス契約は書面でなされ、全当事者により署名されなければならない。外国での支払いを必要とするライセンス契約は、関連する国家機関による承認を必要とする。ライセンス契約にそれ以外の規定がある場合を除き、ライセンス契約は非独占的とみなされる。つまり、実施権許諾者は他者に実施権を付与し、自ら発明を利用することができることを意味する。ライセンス契約は私有のものと同みなされる。すなわち、ライセンス契

約は、第三者に譲渡不能のものともみなされる。ライセンス契約は、サブ・ライセンスを付与する権利を含まないともみなされる。ライセンス期間は、ライセンスを付与された特許の期間を超えることはできない。特許に基づくライセンスは、続いて登録される追加特許にも、自動的に及ぶ。

第三者に対して効力を発するためには、ライセンス契約は OAPI オフィスで登録されなければならない。国家機関による承認（上記参照）を必要とするライセンス契約は、承認を受けてから 12 カ月以内に登録されなければならない。国家機関による承認を必要としないものは、発効日から 12 カ月以内に登録されなければならない。

ライセンス契約を登録するためには、次の文書を提出しなければならない。

- 公証人の面前で全当事者により署名されたライセンス契約の原本
- 各当事者からの委任状
- 契約の言語が英語かフランス語でない場合は、契約書の英語またはフランス語への証明付き翻訳文
- 該当する場合には、国家機関による承認

ライセンス契約の登録は、実施権を付与された特許の権利者または実施権者の求めにより取り消すことができる。ただし、満了または終了の証拠の提出を条件とする。

強制実施権

次の場合は、強制実施権を付与することができる。

- 特許を受けた発明が、出願後 4 年または登録後 3 年以内（どちらか終了の遅い方の期間）に、OAPI 加盟国の少なくとも一国でも十分に実施されていない場合。十分とみなされる実施とは、特許を受けた物品の製造、特許を受けた方法の適用、特許を受けた機械の製造における使用と考えられる。それぞれの場合において、状況において適切かつ合理的な規模で、有効かつ真摯な組織により使用されなければならない。
- 発明の実施にもかかわらず、合理的な条件かつ定められた期間内に、特許を受けた製品の需要が満たされない場合
- 前記期間中に合理的な条件で実施権を付与することを特許保有者が拒絶しているため、OAPI 加盟国における産業的または商業的な活動の定着または開発が、不正かつ大幅に損なわれている場合

実施がされていないこと、需要が満たされていないこと、または、産業的もしくは商業的な活動が損なわれていることに正当な理由があるときには、全ての場合において強制的な実施権は付与されないものとする。しかし、不実施の場合において、特許を受けた製品の輸入は正当な理由とはみなされない。

加えて、先願特許の対象である発明を使用することによってのみ実施可能である発明に関する特許の権利者は、従属発明の実施に必要である範囲で強制的実施権を請求することができる。ただし、後願特許が先願特許よりも重要な技術的な進歩を遂げていることを条件とする。先願特許の権利者は、その見返りとして、後願特許の強制実施権を取得する権利を有する。強制実施権は、OAPI 加盟国に居住する者だけが請求することができる。請求の提出先は、特許権利者の居住する国の民事裁判所である。権利者が外国に居住する場合は、請求の提出先は、権利者が選んだ居住地またはその代理人の居住地の民事裁判所である。

強制実施権を求める当事者が任意実施権を求め、合理的な条件の下で契約実施権を拒絶されたことと、特許を受けた発明の実施が可能であることの証拠がなければならない。

特許の権利者には、裁判所により通知を受けた後、3カ月の応答期間が得られる。ヒアリングが開かれることもある。実施権が付与される場合には、裁判所がその範囲、期間および報酬を定める。実施権付与は輸入にまでは及ばない場合がある。公開後1カ月以内にどちらの当事者でも決定に対する審判請求書を提出することができる。

強制実施権は非独占的なものであり、サブ・ライセンスを付与する権利を含まず、その事業または事業の関連する部分にのみ譲渡可能である。強制実施権の付与の後、特許の権利者は、より好条件で他の任意実施権を付与することはできない。

特許の権利者または強制実施権の被付与者は、決定の変更を請求することができる。根拠が消滅した場合、被付与者が実施権の範囲を超えた場合、または、被付与者が報酬を支払わない場合、権利者は実施権の撤回を請求することができる。

職権実施権

発明が OAPI 加盟国の国家防衛、公衆衛生または国家経済について非常に重要であり、十分な量の製品が合理的な条件の下で得られない場合はいつでも、職権実施権が付与することができる。国家防衛と公衆衛生に関する場合には、輸入に関しても実施権の付与は可能である。

ライセンス・オブ・ライト (実施許諾用意制度)

特許権利者は、OAPI オフィスで「ライセンス・オブ・ライト」を登記簿に登録することができ、この登録は公開される。この登録がされると、誰でも管轄民事裁判所により定められる条件で実施権を請求することができることになる。この実施権は譲渡不能である。ライセンス・オブ・ライトが登録されると、年金（以下参照）が減額される。

更新

年間維持手数料（年金）を支払わなければならない。年金は出願日に支払わなければならない。従って、最初の年金は出願と同時に支払わなければならない。追加料金の支払いには、6カ月の猶予期間がある。

権利者の責めに帰することができない事情によって年金が納付されず、特許または特許出願が失効した場合、その特別な状況が解消された後6カ月以内に権利者は回復を請求することができる。ただし、未払いの手数料の期限後2年までに請求がなされることを条件とする。未払いの手数料全額と回復費用が納付されなければならない。回復を正当化する趣意書が提出されなければならない。失効と回復の間に第三者が発明の実施を開始した場合、第三者は継続して実施することができる。主特許が回復されれば、追加特許も回復される。

6. OAPIに関する最新の問題/外国官庁との協力

OAPI 加盟国の国民により提出された PCT 出願については、OAPI オフィスが受領官庁となる。

PCT 出願の場合、管轄権を有する国際調査機関と管轄権を有する国際予備審査機関は以下の通りである。

- オーストリア特許庁
- 欧州特許庁
- 知的財産、特許および商標に関する連邦サービス（ロシア特許庁）：または
- スウェーデン特許および登録庁

II. 実用新案

1. 制度の概観

バンギ協定

OAPI を創設した協定は、アフリカ工業所有権機関の創設に関する 1977 年のバンギ協定であり、1977 年 3 月 2 日付のバンギ協定を改訂する、1999 年バンギ協定により改訂された。付属文書 II が実用新案について定めている。

OAPI の全加盟国は、パリ条約と WIPO 条約および特許協力協定 (PCT) に加盟している。

統計 - 出願、登録、係属中出願の数、製品のクラス/種類

今のところ、OAPI の知財部からの実用新案出願統計は公になっていない。

出願要件

作品の実施もしくは利用される物、またはその実施もしくは物の一部を登録することが可能である。ただし、それらが、産業における新しい構成、新しい配置または新しい部品装置のために意図されている仕事または雇用に有用であり、産業上利用可能であることを条件とする。

どの種の産業でも製造または使用が可能であれば、実用新案は産業上利用可能とみなされる - 「産業」という用語は、最も広義で理解され、手工芸、農業、漁業、およびサービス業を含むものである。

実用新案は新規性を有さなければならない。その判断は、広域的になさなければならない。つまり、出願日または優先日前に OAPI 加盟国で、印刷された出版物に実用新案が記載されておらず、公に使われていなければ、当該実用新案は新規性を有することになる。しかし、出願日の 12 カ月前に、実施もしくは物、またはその一部が、出願人に対してなされた自明の違反の結果、開示された場合、または公式もしくは公式に認識される国際展示会で展示された場合、新規性は否定されない。

以下に反する場合、実用新案は登録できない。

- 公の秩序または善良の風俗。ただし、単に法または規則で禁じられているからといって、実用新案の利用が公の秩序または善良の風俗に反するものとはみなされない。
- 公衆衛生
- 国家経済
- 国家防衛

先行出願または先行優先権を有効に請求する出願に基づく、特許または実用新案登録の対象に既になっている実用新案も、登録できない。

審査期間

実用新案出願が登録されるのには、約 12 カ月かかる。方式審査のみが行われる。

保護期間

出願日から 10 年間。

出願／登録手続き (フローチャートを含む)

手続きは次の通りである。

- 添付書類とともに願書を提出し、手数料を支払う。
- 出願時または出願後 6 カ月以内に委任状を提出する。
- 出願時または出願後 6 カ月以内に優先権を主張し、出願後 6 カ月以内に優先権書類を提出する。
- 出願書類について方式審査が行われる。実体審査は行われない。
- 全要件が満たされていれば、登録は認められ、登録証明書が発行される。
- 登録後実用新案の詳細が公開される。
- 異議申立手続きはない。
- 拒絶に対する審判は、OAPI の高等審判委員会に提出されることができる。

フローチャートは次の通りである。



2. 出願書類を作成する

言語要件

出願書類は英語またはフランス語で作成することができる。実際には、手続きはフランス語で行われている。

必要とされる出願様式

公式な様式を使用しなければならない。

出願は公式な様式でなされなければならない、次のものを記載しなければならない：発明の名称；出願人、創作者および代理人の詳細；該当する場合は、優先出願の詳細。

添付書類

願書とともに次のものを提出しなければならない。

- 明細書、図面および写真、要約および請求項、ならびに、手数料の納付証明（下記のさらなる詳細を参照）を含む、密封パッケージ。
- フランス語または英語の委任状が必要である。公証は必要ない。出願人が企業である場合には、署名者の氏名および地位が記載されなければならない。委任状は、出願時または出願後 6 カ月以内に提出することができる。
- 優先権出願書類がフランス語でも英語でもない場合には、フランス語または英語の誓約翻訳とともに、優先権出願の証明書付き写しが必要である。優先権の期間は 12 カ月であり、複合優先権の主張が可能である。優先権は、出願時または出願後 6 カ月以内に請求することができ、書類は出願時または 6 カ月以内に提出することができる。

明細書： 実用新案が意図した目的にとって有用となりうる、構成、配置または装置を明細書に示さなければならない。通常知識と技術を有する当業者が実用新案を製作できるように、上記は明瞭かつ十分に記載しなければならない。

図面： 明細書の理解に必要なまたは有用である図面と写真が、法律上必要である。

要約： 要約の記載は明細書の内容を手短にまとめなければならない。

請求項： 請求項は、保護を求むる範囲を定義しなければならないが、その範囲は明細書の内容を超えてはならない。複数の従属請求項は認められる。

留意事項

次の事項は重要である。

- OAPI 加盟国のいずれにも居住していない出願人の名義での出願は、代理人を通じて OAPI オフィスで提出されなければならない。

3. 出願書類を提出する

出願先

OAPI オフィス。上記詳細を参照。オンライン出願はできない。

出願資格者

創作者または創作者の譲受人が出願できる。出願人は自然人でも、法人でもよい。外国人の出願制限はない。

雇用契約が別の規定をしていない限り、職務遂行中の従業員により作り出された実用新案を登録する権利は、雇用主にある。ただし、雇用契約は、発明的活動を含み、あるいは、雇用により創作者が自由に使えるノウハウもしくは器具の使用した結果として実用新案が創作されたことを条件とする（後者の場合、従業員は公正な報酬を受ける権利を有する）。

登録に関する手数料と費用

公式の OAPI の実用新案手数料	基準通貨 CFA フランでの 2017 年の公式特許手数料 (1Euro = XAF 655.957)	
出願手数料	XAF	20,000
優先権主張手数料、優先権ごとに	XAF	25,000
公開手数料	XAF	30,000
10 を超える請求項の、請求項ごとの請求手数料	XAF	40,000
補正または訂正	XAF	18,000
年間手数料：		
• 2 年目～5 年目、一年ごとに	XAF	20,000
• 6 年目～10 年目、一年ごとに	XAF	35,000

通知期間と期限

上記 (1) 「出願／登録手続き」を参照。下記の (4) 「拒絶理由に対して応答する」を参照。

全登録手続き期間

平均的な全登録手続き期間は、約 12～18 カ月である。

4. 出願経過

拒絶理由通知書に応答する

方式審査が行われる。

出願書類が受理不能であるとわかった場合、当該書類は出願人に返却され、2 カ月以内 - 正当と認められれば、請求によりこの期間は延長可能である - に必要とされる訂正をすることが求められる。求められる期間以内に訂正がなされない場合には、登録は拒絶される。

創作の単一性に関して、実用新案の登録出願は主たる主題一つだけを対象とすることができる。

実用新案出願を特許出願に変更することができる。

拒絶に対する審判の提出先は、OAPI の高等審判委員会である。

応答を作成する

OAPI 加盟国は主に旧フランス植民地であるので、応答を作成する際、または、請求項を補正する際には、ヨーロッパまたはフランスで取るのと同じアプローチに従うことを勧める。

異議申立手続き

異議申立に関する規定はない。

権利の付与

全ての要件が満たされれば、登録され、登録証明書が発行される。出願人の自己責任において、発明の存在、新規性もしくはメリットに関して、または明細書の正確さもしくは精密さを保証することなしに、登録される。許諾後、実用新案の詳細が公開される。登録前には公開されない。公開後は、手数料を払えば、明細書の写しは誰でも入手可能となる。

登録されるまでは、公開を避けるために、出願を取り下げることができ、提出された書類は、請求があれば、出願人に返却される。

5. 登録後

権利

実用新案登録の権利者は、様々なことを行う独占的権利を有する。その結果、登録権利者の同意なしに第三者が次のうちのいずれを行っても侵害となる：実用新案の製造、販売申し出、販売または使用；実用新案の販売申し出、販売または使用を目的とした輸入または保管。

先使用の抗弁に関する規定を法は定めているものの、侵害をしたとされる者に、実用新案の登録出願に添付された明細書の公式写しを送付した後の行為には、先使用の抗弁は適用されない。

訴訟を起こすよう請求されてから3カ月以内に権利者が訴訟を起こさなかった場合、実施権者が訴訟を起こすことができる。侵害訴訟は、OAPI加盟国の管轄裁判所で起こすことができる。利用可能な救済手段は、差止命令、損害賠償ならびに侵害品および侵害品を製造するのに使用された装置および手段の差押である－差押は侵害者、管財人、輸入業者または市場への導入者または小売業者に対しても実行され、品物は他の権利を損なうことなしに保有者に渡される。

既存の有用な救済手段は、差押の有無にかかわらず、政府職員（税関職員を含む）の援助を受けて、権利者が侵害として申し立てられた物の詳細な物品目録および説明書を作成することを認める、裁判所命令である。差押がある場合には、差押を請求した者は保証金を差し入れなければならないかもしれない－外国人権利者または実施権者は常に保証金を差し入れなければならない。この命令の条件として、目録または差押後10営業日以内に刑事または民事訴訟を起こさなければならない。

侵害は、罰金および／または禁錮で罰せられる刑事犯罪でもある。刑事訴訟は、損害を受けた当事者の訴状に基づいて検察庁が起こす。一つ以上の侵害物を知りながら受領、販売、販売用に展示またはOAPI加盟国の領土に持ち込んだ者は、侵害者と同じ罰則を科される。

取消手順

関係者は、実用新案の登録を取り消すよう管轄民事裁判所に請求することができる。請求項の全てまたは一部のみの取消が可能である。その根拠は次の通りである。

- 新規性の欠如
- その他の理由で実用新案自体が登録できないという事実
- 悪用を目的として実用新案の登録の出願がされた際の名称

- 明細書本文の不十分な開示、または明細書本文が出願人の真の方法を十分かつ誠実に示していないという事実

実用新案には使用要件はない。

ライセンス

契約または任意実施権は書面でなされなければならない。第三者に対して拘束力を有するには、実施権は登録されなければならない。強制実施権の規定はない。

更新

年間維持手数料（年金）は出願日に支払可能となる。従って、最初の年金は出願と同時に支払わなければならない。6カ月の猶予期間がある。

出願人または保有者の責めに帰することができない事情によって年金が納付されず、実用新案の出願または登録が維持されなかった場合、その特別な状況が解消された日から6カ月以内に全ての未払い年金と追加料金を納付することによって、回復させることができる。年金の支払期日から1年以上過ぎた場合には、回復を請求することはできない。請求書には回復の根拠を記載しなければならない。失効と回復の間に第三者が実用新案の実施を開始した場合、第三者は継続して使用することができる。

6. OAPIに関する最新の問題／外国官庁との協力

国際特許出願（PCT）を通じてOAPIにおける実用新案保護を求めることが可能である。実用新案としてOAPIオフィスで国際特許出願の広域段階に入る要件は、原則的に特許出願のそれと同じである。

III. 意匠

1. 制度の概観

バンギ協定

OAPI を創設した協定は、アフリカ工業所有権機関の創設に関する 1977 年のバンギ協定で、当該協定は、1977 年 3 月 2 日付バンギ協定を改訂する 1999 年バンギ協定により改訂されている。付属文書 IV が意匠について定めている。

全加盟国は、パリ条約と WIPO 条約に加盟している。

OAPI は、2008 年 9 月 16 日以降、意匠の国際登録に関するヘーグ協定に加盟している。

統計 - 出願件数

年	OAPI に提出された意匠出願
2009	209
2012	572
2013	899
2014	836
2015	799

出願要件

新規性を与える、識別性を有し、認識可能な形状、または、新しく明瞭な外観を与える一つ以上の外部効果によって、類似物と異なる、新しい意匠、新しい三次元形状または工業品を登録することができる。

線または色の配置は意匠とみなされ、線または色との関連にかかわらず、三次元形状は意匠とみなされる。ただし、配置または形状が工業品または工芸品に特別な概観を与え、その製品の製造に関する型として機能しうることを条件とする。

出願日または優先日の前に、使用によって、またはその他の手段によって、意匠が具体的な形で世界のどこでも開示されてはならないという意味で、絶対的な新規性が必要である。しかし、特定された日付に先んじる 12 カ月の間に、出願人またはその所有の前任者に関する明らかな違反の結果、意匠が開示された場合、または公式もしくは公式に認定されている国際展示会で意匠が展示された場合、新規性が否定されない猶予期間が設けられている。

公の秩序または善良の風俗に反する意匠は登録できない。しかし、意匠の利用が法により禁止されているという単なる事実は、利用が公の秩序または善良の風俗に反するということを意味しない。

審査期間

所定の期間はない。意匠登録証が発行されるのには約 12 カ月かかる。

保護期間

出願日から 5 年間。更に 5 年の期間で二回更新することが可能。従って最長 15 年間。

出願／登録手順 (フローチャートを含む)

手順は次の通りである。

- 公式様式を用いて出願を提出する。国際分類（ロカルノ協定）の同じクラスまたは同じセットもしくは範囲の物品に属するものであれば、一つの出願が最高 100 の意匠を対象とすることができる。表示または見本を入れなければならない。手数料を支払わなければならない。
- 優先権の詳細（該当する場合）は、出願書類の中に含めて提出されるか、または出願後 3 カ月以内に提供されなければならない。
- 委任状は出願書類に含めて提出されるか、または、出願後 6 カ月以内に提出されなければならない。
- 重大な間違いがあった場合、または、手数料が支払われていない場合、2 カ月の期間内にこれを訂正せなければならないが、この期間は請求により延長可能である。手数料が支払われるまで、出願日は取得できない。
- 方式審査と公の秩序または善良の風俗に反するかどうかに関する審査がある。新規性に関する審査はない。
- 異議申立がなされなければ、意匠は登録され、登録証が発行される。
- 意匠の詳細は、登録後公開される — 登録前には公開はされない。
- 拒絶の場合は、OAPI の高等審判委員会に審判申立を提出することができる。

フローチャートは次の通りである。



2. 出願書類を作成する

言語要件

出願書類は英語またはフランス語で提出することができる。実際の使用言語はフランス語である。

必要とされる出願様式

公式の様式を用いなければならない。

願書には以下を記載しなければならない。

- 出願人、創作者および代理人の詳細。
- 意匠の名称。
- 国際（Locarno）分類に基づく分類。
- 意匠が用いられなければならない製品の種類についての言及。

- 該当する場合、優先権主張の際には外国出願の詳細を記載しなければならない
－ 6カ月の優先権期間があり、複数の優先権を主張することができる。しかし、重要なのは、優先権の主張は、出願と同時にまたは出願後3カ月以内に行うことができ、優先権書類の提出は、出願後3カ月以内に行う必要があることである。
- 手数料の納付証明を出さなければならない。

添付書類

添付書類は以下の通りである。

- 意匠の表示または見本2点（同一の図または写真）を含む、密封パッケージを提出しなければならない。意匠の様々な図を一枚の紙に表示しなければならない。一つの出願で複数の意匠を取り扱う場合には、意匠に番号を付けなければならない。
- 優先権を主張する場合には、優先権書類は、出願と同時にまたは出願後3カ月以内に提出することができる。優先権書類とは、フランス語または英語の宣誓翻訳を含む、出願書類の証明付き写しのことである。
- 委任状を提出しなければならない。委任状は、出願と同時にまたは出願後6カ月以内に提出しなければならない。出願人が企業またはその他の法人である場合、委任状には、署名者の氏名と地位を記載しなければならない。委任状は公証を必要としない。

留意事項

出願人が OAPI 加盟国に居住していない場合には、代理人を指名しなければならない。

3. 出願書類を提出する

出願先

OAPI オフィス。オンライン出願は利用できない。

出願資格者

創作者または権利譲受人が意匠登録に出願する資格を有する。第一出願人が創作者であるとみなされる。

意匠が従業員により職務遂行中に創作された場合は、意匠の権利者は雇用主である。ただし、雇用契約にそれ以外の規定がある場合は除く。

登録関連手数料と費用

公式 OAPI 意匠料金	基準通貨 FCFA での 2017 年 公式特許手数料 (1Euro = XAF 655.957)	
単一意匠		
• 出願手数料	XAF	50,000
• 公開手数料	XAF	30,000
• 色公開付録	XAF	20,000
• 見本手数料	XAF	10,000
• 広告手数料	XAF	15,000
複数意匠		
• 出願手数料	XAF	75,000
• 公開手数料	XAF	40,000
• 色公開付録	XAF	30,000
• 見本手数料	XAF	20,000
• 意匠ごとの広告手数料	XAF	15,000
優先権主張手数料	XAF	35,000
間違い訂正	XAF	10,000
意匠ごとの複製手数料	XAF	10,000
更新手数料：		
• 更新	XAF	115,000
• 遅延更新	XAF	45,000
• 公開前訂正	XAF	10,000
• 公開後訂正	XAF	15,000

通知期間と期限

上記 1. の「出願／登録手順」と下記の 4. の「拒絶理由通知書に応答する」を参照。

全登録手続き期間

平均的な全登録手続き期間は、6～12 カ月である。

4. 出願経過

拒絶理由通知書に応答する

出願後、出願証明が発行される。

重大な間違いがあるか、手数料が支払われていない場合には、2 カ月の間に訂正する。期間は、請求があれば延長可能である。手数料が支払われるまで出願日は取得できない。

方式審査のみが行われる。新規性の審査は行われない。

拒絶された場合には、OAPI の高等審判委員会に審判申立を提出することができる。

異議申立手続き

異議申立の規定はない。

権利の発行

異議申立がない場合、意匠は登録され、登録証が発行される。登録の発効日は出願日である。

意匠の詳細は、登録後公開される – 登録前には公開はされない。該当する場合には、出願日または優先日から 12 カ月以下の間、公開を遅らすよう請求することが可能である。この請求は願書においてなされなければならない。公開後は、手数料を支払えば、登録された意匠の正式な写しを誰でも取得することができる。

5. 登録後

権利

登録により、権利者には特定の独占的権利が許諾される。その結果、許可を受けていない第三者が登録された意匠を利用する場合、意匠が組み込まれた商品を販売する場合、あるいは、工業的または商業的目的で販売されるようにする場合、権利者は侵害訴訟を起こすことができる。

侵害訴訟は OAPI 加盟国の管轄裁判所で起こすことができる。訴訟は、権利者、または、訴訟を起こすように求められた 3 カ月の間に権利者が訴訟を起こさない場合は実施権者が起こすことができる。利用できる救済手段には、差止命令、損害賠償、侵害物品ならびに侵害のための装置および手段の差押がある。

有用な予備救済手段として、裁判所命令がある。裁判所は、差押の有無にかかわらず、政府職員（税関職員を含む）の援助を受けて、権利者が侵害として申し立てられた物の詳細な物品目録および説明書を作成することを認める、公式報告を命令することができる。差押がある場合には、権利者は保証金を差し入れなければならないかもしれない – 権利者が外国人であれば、常に保証金の差し入れが義務付けられる。この命令は、請求されるおそれのある損害賠償に影響を与えることなく、目録または差押から 10 営業日以内に刑事または民事訴訟を起こすことを条件とする。

侵害者とされる者は先使用抗弁を主張することができる。OAPI の加盟国の領土内で出願日までに意匠を既に利用した者、または必要な手順を踏んで意匠を利用した者は、当該意匠を自らの事業または他の者の職場で利用した場合、侵害の罪に問われないと、法は定めている。この使用権は、事業と一緒にのみ譲渡可能である。

罰則規定は、侵害にもある。刑事訴訟は、損害を受けた当事者の訴状に基づいて検察庁が起こす。一つ以上の侵害物を知りながら受領、販売、販売用に展示または OAPI 加盟国の領土内に持ち込んだ者は、侵害者と同じ罰則を科される。

取消手順

無効と失効に関する規定はない。使用要件はない。

ライセンス

実施権は、書面でなされなければならない、第三者に対して拘束力を有するために、登録されなければならない。強制実施権の規定はない。

更新

更新申請は、保護期間の最終年の間に提出されなければならない。ただし、追加料金を支払えば、6 カ月の猶予期間を得ることができる。

登録意匠権利者の責めに帰することができない事情によって意匠登録が、更新されなかった場合、権利者は未払いの更新手数料と追加料金の納付を条件に、回復を申請することができる。この請求は、更新を阻んでいた事情が解消されてから6カ月以内にされなければならないが、更新期日から1年を過ぎては請求できない。請求書には、請求が正当化される根拠が記載されなければならない。失効と回復の間に第三者が意匠の実施を開始した場合、第三者は継続して意匠を実施することができる。

6. OAPIに関する最新の問題／外国官庁との協力

OAPIとOAPIの加盟国の一部は、意匠の国際登録に関するヘーグ協定に加盟しているが、法または規則には、それに関する特定の規則はない。

意匠に付与された保護は、OAPI加盟国のその他の立法規定に由来する権利、特に著作権に関する権利を除外してはならないことを法は具体的に定めている。

IV. 商標

1. 制度の概観

バンギ協定

OAPIを創設した協定は、アフリカ工業所有権機関の創設に関する1977年のバンギ協定である。当該協定は、1999年バンギ協定により改訂されている。付属文書IIIが商標について定めている。

OAPIはマドリッド協定議定書に署名し、その効力は2015年3月5日に生じた。OAPIはシンガポール条約に署名し、その効力は2016年2月13日に生じた。

統計 - 出願、登録、係属中出願の数、製品のクラス/種類

今のところ、OAPIの知財部からの出願統計は公になっていない。

出願要件

企業の商品またはサービスを区別する目的で使用される、または、使用されることを目的としている、目に見える標識を登録することができる。

名字、特別のまたは考案された表示、製品に関する特徴的な形状または容器、ラベル、包装紙、エンブレム、スタンプ、プリント、封印、装飾模様、ボーダー、色の組み合わせの配置、図、レリーフ、数、文字、考案およびペンネームの登録を、法律は具体的に定めている。

色と三次元商標は登録可能であるが、味、音およびにおいの登録に関する規定はない。

団体商標を登録することはできるが、証明商標に関する規定はない。

以下の標識を登録することはできない。

- 公の秩序、善良の風俗または法に反するもの
- パリ条約6条によって登録から除かれているもの
- 識別性を持たないもの。特に製品またはその組成についての必然的または包括的な呼称から構成されるもの
- 公衆を誤解させるおそれのある要素を含むもの

審査期間

方式審査のみ行われる。

保護期間

登録期間は10年間であり、さらに10年単位で更新可能である。

出願/登録手順 (フローチャートを含む)

手順は次の通りである。

- 出願は公式な様式を用いて提出する。単なる文字商標でない場合は、表示を10点添付せなければならない。
- 優先権を主張する場合、出願時または出願後3カ月以内に請求することができる。優先権書類は出願後3カ月以内に提出することができる。
- 委任状は出願後6カ月以内に提出されなければならない。
- 審査はあるが、方式審査のみである - 実体審査はない。
- 重大な不備があれば、出願人は2カ月の間に対応する。

- 方式要件が満たされれば、商標は登録、公開され、登録証が発行される。法律上の登録日は出願日である。
- 登録後異議申立書は公開後 6 カ月以内に提出することができる。

フローチャートは次の通りである。



2. 出願書類を作成する

言語要件

商標はどの言語でも登録することができるが、商標がラテン文字以外の文字からなる場合は、別の言語への書き直しが必要となるかもしれない。

必要とされる出願様式

M301 出願様式のような、公式な OAPI 出願様式を使わなければならない。

出願書類には商標の名前または表示、色彩クレームの詳細、対象の商品またはサービスのクラスおよびリスト（商品およびサービス国際分類が適用される）を記載しなければならない。

添付書類

商標が通常のフォントの文字以外からなる場合、それぞれ 7x7 センチメートルの大きさの、商標の表示 10 点を提出せなければならない。

優先権書類は、出願と同時にまたは出願後 3 カ月以内に提出することができる。

委任状が必要とされ、委任状は、出願後 6 カ月以内に提出することができる。委任状は、フランス語または英語で作成できる。出願人が企業である場合、委任状に署名した者は、その地位、つまり、会社内での地位を明示せなければならない。

留意事項

出願は、一つ以上のクラスを対象にすることができるが、商品とサービスが混ざったものは対象とすることができない。

出願人が OAPI 加盟国に居住していない場合は、代理人を指名しなければならない。

3. 出願書類を提出する

出願先

出願書類は OAPI オフィスに提出する。上記詳細を参照。オンライン出願は利用できない。

出願資格者

出願資格者に関する制限はない。

登録関連手数料と費用

公式 OAPI 商標料金	基準通貨 FCFA での 2017 年公式特許手数料 (1Euro = XAF 655.957)	
出願*		
• 最初の三つのクラス（白黒商標）	XAF	400,000
• 最初の三つのクラス（カラー商標）	XAF	450,000
• 商品またはサービスの追加クラスごとに	XAF	82,000
• 優先権（出願ごとに、書類ごとに）	XAF	75,000
* 商品とサービスの両方が同じ出願の対象とはなりえない。すなわち、商品に関して一つの出願、サービスに関して別の出願が必要である。		

更新		
• 最初のクラス	XAF	500,000
• 追加のクラスごとに	XAF	100,000
• 遅延罰金	XAF	130,000

譲渡／合併 <ul style="list-style-type: none"> 最初の登録 2回目～5回目の登録（登録ごとに） 追加の登録ごとに 	XAF XAF XAF	265,000 265,000 265,000
名前の変更 <ul style="list-style-type: none"> 最初の登録 2回目～5回目の登録（登録ごとに） 追加の登録ごとに 	XAF XAF XAF	265,000 265,000 265,000
住所の変更 <ul style="list-style-type: none"> 最初の登録 2回目～5回目の登録（登録ごとに） 追加の登録ごとに 	XAF XAF XAF	265,000 265,000 265,000
実施権 <ul style="list-style-type: none"> 最初の登録 2回目～5回目の登録（登録ごとに） 追加の登録ごとに 	XAF XAF XAF	265,000 265,000 265,000
公式の利用可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> 最初の三つのクラス 追加のクラスごとに 	XAF XAF	95,000 10,000

通知期間と期限

上記 1.の「出願／登録手順」と下記 4.の「拒絶理由通知書に応答する」を参照。

全登録手続き期間

平均的な全登録手続き期間は、12～18カ月である。

4. 出願経過

拒絶理由通知書に応答する

方式審査のみ行われ、登録可能性と優先権に関する審査はない。

出願人は2カ月の間に重大な間違いに対応する。

出願を拒絶する決定に対する審判請求書は、拒絶決定から30日以内に OAPI の高等審判委員会に対して提出可能である。さらなる審判請求書は提出不可能である。

応答を作成する

これに関しては、コメントはない。

権利の発行

方式要件が満たされれば、商標は登録、公開され、登録証が発行される。法律上の登録日は、出願日である。

異議申立手続き

異議が申し立てられるのが登録後であることが、重要な留意事項である。手順は次の通りである。

- 利害関係者は、公開および登録後6カ月以内に商標登録に対して異議申立書を提出することができる。この期間の延長はできない。

- 登録可能性と優先権を根拠に登録に対して異議を申し立てることができる。
- 異議申立書の写しを権利者に対して送達する。権利者は、その後3カ月の間に反論を提出する。この期間は一度だけ3カ月ほど延長することができる。反論が提出されない場合、登録は取り消されたとみなされる。
- 反論が提出されれば、ヒアリングが開かれ、登録を認めるか否かの決定が下される。
- 異議申立における決定に対する審判請求書は、決定の通知後6カ月以内に高等審判委員会に対して提出できる。

5. 登録後

権利

権利者は、対象の商品またはサービスに関するまたは類似する商品またはサービスに関する、当該商標の使用または混同するほど類似する商標の使用を阻止することができる。

侵害訴訟は、OAPI加盟国の管轄裁判所で起こすことができる。権利者に対しては、差止命令、損害賠償および侵害商品の差押または配送が認められうる。

別の形の救済は、裁判所命令である。裁判所は、差押の有無に関わりなく、政府職員（税関職員を含む）の援助を受けて権利者が商品の物品目録を作成することを認める、公式報告を命令することができる。差押が行われる場合には、不正差押に対して出されうる損害賠償請求に備えるために、権利者は保証金を差し入れることが必要となる。

商標侵害と模倣に関する刑事規定もある。

取消手順

当事者に利するように検察庁の請求により、OAPI加盟国の管轄民事裁判所は商標登録を取り消すことができる。取消の根拠は、登録性の欠如と優先権である。優先権の場合は、優先権の権利者のみが請求できる。

登録の対象である商品の一部またはすべてを取り消すことができる。取消決定は公開され、その効力は遡及的である。OAPIの本部にその決定は通知される。

パリ条約の6条2により理解されるように、登録が著名な商標との混同を生じるおそれがある場合、著名な商標の保有者は登録の無効を宣言するよう裁判所に請求することができる。登録出願が善意でなされた場合、この根拠での取消は、登録出願後5年以内のみ請求することができる。

当事者による5年間の不使用を理由として、登録を取り消すことができる。

ライセンス

登録された商標の使用権を付与することができる。ライセンス付与は書面でなされなければならない。第三者に対して効力を生じるために、OAPIオフィスで登録されなければならない。使用者は登録使用者として登録されることできる。

ライセンス契約は、登録された権利者が使用者の商標使用を管理するのを認めなければならない。登録により付与された権利に由来しない制限を使用者に課すライセンス契約の条項は、無効である。使用権は、特定のOAPI加盟国に限定されうる。

契約の使用権を登録するためには、当該契約は公証人の前で両当事者により署名され、証明つきのフランス語または英語の翻訳がなければならない。両当事者からの（公証されていない）委任状とともに提出されなければならない。

更新

次の点が重要である。

- 商標は10年単位で登録、更新される。
- 更新申請は、公式様式 M302 で提出する。委任状も提出する。委任状は公証の必要はない — 登録ごとに個別の委任状が必要である。
- 前回の更新証明の単なる写しを提出せなければならない（該当する場合）。
- 更新申請は10年の期間の最終年中に提出されなければならないが、違約金の支払いにより認められる6カ月の猶予期間がある。
- 失効した商標登録は限られた状況で回復することができる。保有者の責めに帰ることができない事情によって登録の更新がされなかった場合、保有者はその事情が解消された日から6カ月以内、更新期日から遅くとも2年以内であれば、回復を申請することができる。未払いの更新手数料は追加料金とともに納付されなければならない。登録が効力を発していなかった期間に第三者が商標の使用を開始した場合、その当事者は継続して商標を使用することができる。

6. OAPIに関する最新の問題／外国官庁との協力

OAPIは、マドリッド協定議定書の広域メンバーとなり、その効力は2015年3月5日に生じた。つまり、OAPIは国際出願で指定されることができ、国際出願はOAPI出願に基づいて提出されることができるということである。しかし、多くのアフリカの知財専門家は、OAPIの加盟が、バンギ協定を補正することによるのではなく、運営評議会の決議によってなされた点に注意を要すると述べている。

V. 商号

1. 制度の概観

バンギ協定

OAPI を創設した協定は、アフリカ知的財産機関の創設に関する 1977 年のバンギ協定である。当該協定は、1999 年バンギ協定により改訂された。付属文書 V が商号について定めている。

統計 - 出願、登録、係属中出願の数、製品のクラス/種類

今のところ、OAPI の知財部からの出願統計は公になっていない。

出願要件

商号とは、貿易、工業、工芸または農業組織がその名称のもとで知られ、かつ利用されるような名称をいう。

商号特別登記簿がある。商号がつけられたその性質上またはその使用を理由として、商号が善良の風俗または公の秩序に反し、貿易、工業、工芸または農業組織の性質に関して商業団体または大衆を誤解させる可能性がある場合、商号は登録できない。

商号は、最初にそれを使用した人または最初にそれを登録した人に属さなければならない。登録された商号が、十分な根拠をもった訴訟の対象とならずに 5 年以上継続して使用された場合、権利者が先使用者の権利を知っていたに違いないことを示すことが可能である場合を除いて、所有権に異議は申し立てられない。

登録期間

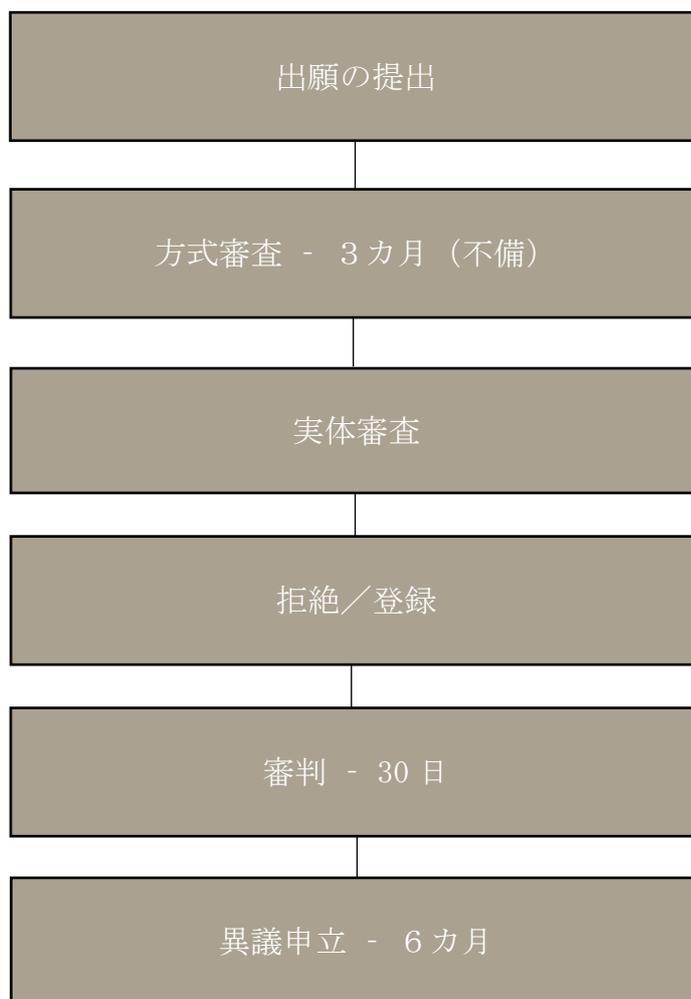
登録期間は 10 年間であり、更に 10 年単位の期間で更新可能である。

出願/登録手順 (フローチャートを含む)

手順は次の通りである。

- 出願は公式な様式を用いて提出する。出願は、OAPI オフィスにおいて、出願人の居住地の民事裁判所の事務官において、または、産業財産を管理する省庁において提出することができる。
- 出願書類には、特に、商号、所在地と活動の種類を記載し、公式手数料を支払わなければならない。
- 代理人がいる場合には、委任状が必要である。
- 提出から 5 日以内に出願書類受領書が発行される。
- 方式審査がある。出願が方式に準拠していない場合、出願人には 3 カ月の期間が与えられ、不備を訂正する - 正当な理由があれば、この期間は 30 日間延長することができる。出願人が不備を訂正する場合、出願日は保持される。
- 善良の風俗/公の秩序と欺瞞/混同の問題に関する実体審査も行われる。出願がこれらの規定に違反する場合、出願は拒絶される。
- 出願は登録、公開され、登録証が発行される。登録は出願日に効力を発する。
- 拒絶に対する審判は、30 日以内に高等審判委員会に提出することができる。
- 登録に対する異議申立は、登録後 6 カ月以内に提出する。

フローチャートは次の通りである。



2. 出願書類を作成する

言語要件

英語とフランス語が公用語であるが、フランス語が通常使われている。

出願様式が必要である

OAPIの公式様式を使用しなければならない。

裏付け文書 / 添付書類

代理人がいる場合は、委任状を提出する。

留意事項

他に留意事項はない。

3. 出願書類を提出する

出願先

出願はOAPIオフィス、出願人の居住地の民事裁判所の事務官、または、工業所有権を管理する省庁に提出する。オンライン提出は不可能である。

出願資格者

OAPI加盟国の領土内に所在する貿易、工業、工芸または農業企業の保有者が出願することができる。

登録関係手数料と費用

公式 OAPI の商号料金	基準通貨 FCFA での 2017 年の 公式特許手数料 (1Euro = XAF 655.957)	
登録取得手数料： 出願および公開費用：		
• 自然人	XAF	10,000
• 法人	XAF	20,000
出願様式上の間違いの訂正	XAF	5,000
更新手数料：		
• 自然人	XAF	10,000
• 法人	XAF	20,000
• 遅延更新手数料		
- 自然人	XAF	3,000
- 法人	XAF	5,000
回復手数料		
• 出願人の過失による	XAF	50,000
• 代理人の過失による	XAF	100,000
• 回復された商号の公開	XAF	15,000
特別登録手数料：		
• 自然人	XAF	15,000
• 法人	XAF	30,000
調査手数料	XAF	90,000
審判手数料	XAF	960,000
異議申立手数料	XAF	125,000
延長手数料：		
• 新加盟国から OAPI へ		
- 自然人	XAF	7,500
- 法人	XAF	15,000
• OAPI から新加盟国へ		
- 自然人	XAF	4,000
- 法人	XAF	8,000
• 遅延延長手数料	XAF	5,000
• 延長様式上の間違い訂正手数料	XAF	2,500

通知期間と期限

上記 1. の「出願／登録手順」と下記の 4. の「拒絶理由通知書に回答する」を参照。

4. 出願経過

拒絶理由通知書に回答する

出願人には方式違反に対応する 3 カ月の期間がある。この期間は正当な理由があれば 30 日間延長することができる。

実体的な理由で拒絶された場合、審判請求できる。出願を拒絶する決定に対する審判請求書は、OAPIの高等審判委員会に提出することができる。期限は拒絶の日付後30日である。それ以外の審判は不可能である。

権利の発行

要件が満たされていれば、商号は登録、公開され、登録証が発行される。法律上の登録日は出願日である。

異議申立手続き

重要な留意事項として、異議申立ができるのは、登録後であるということがある。その手順は次の通りである。

- 利害関係者は、公開および登録後6カ月以内に商号登録に対する異議申立書を提出することができる。この期間を延長することはできない。異議申立は上申書の形式でなされる。
- 登録に対しては、善良の風俗／公の秩序と欺瞞／混同を理由として異議を申し立てることができる。
- 異議申立書の写しを登録者に対して送達する。登録者はその後3カ月の間に答弁書を提出し－答弁書の提出期間は一度3カ月延長することができる。答弁書が提出されない場合は、登録は取り消されたとみなされる。
- 答弁書が提出されると、当事者はヒアリングを請求することができる。その後決定が下される。決定が登録者に不利なものである場合、登録は取り消される。
- 異議申立における決定に対する審判請求は、決定通知後3カ月以内に高等審判委員会に提出することができる。

5. 登録後

権利

OAPI加盟国の領土内で、登録された商号と同じ貿易、工業、工芸または農業活動について登録された商号を使うのは、その使用が企業間に混同を生じさせるおそれがあるのならば、違法である。

しかし、登録したからといっても、使用が純粋に情報を伝達することを目的とし、商品の供給源について公衆の判断を誤らせない限りにおいて、登録された商号の権利者は、名前、ペンネーム、地名、記述的表現などの善意での使用を阻むことはできない。

侵害の場合は、登録された権利者が侵害で訴えを起こすことができる。裁判所は、民事法に定められている差止命令、損害賠償およびその他制裁措置を命じることができる。

侵害に対する刑事罰則もあり、罰則は100万～600万中央アフリカフラン（CFA）の罰金と禁錮である。

取消手順

OAPI加盟国の管轄民事裁判所は、検察庁または利害関係者の請求により、その領土内での商号登録の無効を宣言することができる。当該裁判所は、善良の風俗／公の秩序、欺瞞／混同および優先権との対立に基づいて商号登録の無効を宣言することもできる。

登録が無効であると宣言された場合、裁判所はOAPIオフィスに連絡し、OAPIは次いで商号登録の無効を商号特別登記簿に記載する。裁判所が決定を下した日が登録無効日とみなされる。

ライセンス

商号の実施権付与に関する規定はない。

しかし、譲渡に関する規定はある。譲渡規定は、商号をつけられた貿易、工業、工芸または農業組織とともに譲渡される場合のみ、商号は譲渡可能であると、明記している。当該規定は、譲渡は文書でなさなければならない、両当事者が署名しなければならないことも、定めている。最後に、規定は、第三者に対して効力を生じるために、譲渡は登録されなければならないことを、定めている。

更新

失効した商号登録の回復は、限定的な状況で可能である。保有者の責めに帰することができない事情によって登録の更新がされなかった場合、その事情が解消された日から6カ月以内、更新期日から遅くとも2年以内に、保有者は回復を申請することができる。

未払いの更新手数料は追加料金とともに納付し、趣意書を提出しなければならない。登録が効力を発していなかった期間に第三者が商号の使用を開始した場合、その当事者は継続して商号を使用することができる。

回復出願が拒絶された場合、30日以内に登録者は高等審判委員会に審判請求書を提出することができる。

VI. 地理的表示

1. 制度の概観

バンギ協定

OAPI を創設した協定は、アフリカ工業所有権機関の創設に関する 1977 年のバンギ協定である。当該協定は、1999 年バンギ協定により改訂された。付属文書 VI が地理的表示について定めている。

統計 - 出願、登録、係属中出願の数、製品のクラス/種類

今のところ、OAPI の知財部からの出願統計は公になっていない。

出願要件

地理的表示とは、製品の品質、評判または他の特定の特徴がその地理的起源に由来する状況において、特定の地理的エリアに由来する製品を特定する表示のことをいう。「製品」という単語は、自然の、農業、工芸または工業製品を含むと定義されている。

商標の使用によって製品の原産地について公衆が誤解させられるおそれがある場合には、地理的表示を含む商標の登録は、拒絶されるか、または、取り消されると、法は定めており、この意味では、地理的表示は、登録されていなくても、ある程度の保護を受けていると言える。

OAPI は、地理的表示の特別登録簿を有している。地理的表示が登録されている場合、または、OAPI の加盟国が加盟している国際条約によって地理的表示が登録されていると取り扱われなければならない場合に、地理的表示は適切に保護されている。

OAPI 加盟国が加盟している国際条約に定められるように、OAPI 加盟国の領土外の地理的表示は、OAPI オフィスによってのみ登録される。

地理的表示が定義に相当しない場合、または表示が善良の風俗もしくは公の秩序に反する場合、あるいは、表示が商品の性質、起源またはその他の品質について公衆を誤解させようとする場合、あるいは、表示が原産国で保護されていない場合、地理的表示の登録は拒絶される。

保護期間

登録された地理的表示の保護は、特定の期間に限られない。

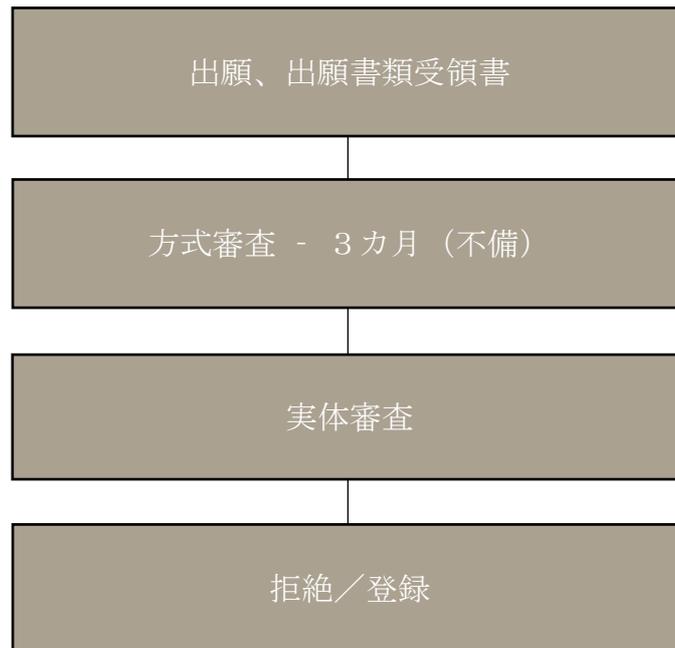
出願/登録手順 (フローチャートを含む)

手順は次の通りである。

- 出願は OAPI オフィスまたは工業所有権を管理する省庁に提出できる。
- 出願書類は地理的エリア、製品および品質、評判またはその他の特徴を明示しなければならない。
- 公式の手数料を納付しなければならない。
- 出願書類受領書は 5 日以内に発行される。
- 方式審査がある。出願書類が方式に準拠していない場合、出願人は 3 カ月の期間を与えられ、不備を訂正する - この期間はもっとも理由があれば 30 日間延長することができる。出願人が不備を修正すれば、出願日は保持される。出願人が訂正しない場合、出願は拒絶される。

- 出願人の出願資格と善良の風俗／公の秩序の問題に関する実体審査も行われる。出願がこれらの規定に違反する場合、出願は拒絶される。
- 出願は、地理的表示の特別登録簿に登録される。登録は公開され、登録証が発行される。

フローチャートは次の通りである。



2. 出願書類を作成する

言語要件

フランス語と英語が公用語であるが、フランス語が通常使われている。

出願書式が必要である

公式の OAPI 出願様式を使わなければならない。

添付書類

代理人がいる場合には委任状を提出せなければならない。

3. 出願書類を提出する

出願先

出願書類は、OAPI オフィス、出願人の居住地の民事裁判所の事務官、または工業所有権を管理する省庁に提出する。オンライン提出はできない。

出願資格者

出願書類に特定されている製品に関して、出願書類に特定されている地理的エリアで、生産者として継続して活動を行っている自然人または法人が、登録の出願をすることができる。そのような人からなるグループ、消費者グループ、所轄官庁も同様に提出することができる。

外国人は特定の状況下で出願することができる。OAPI 加盟国が加盟している国際条約で定められているように、OAPI 加盟国の領土とは無関係の地理的表示は、OAPI オフィスにより登録される。

登録関係手数料および費用

公式の OAPI の地理的表示料金	基準通貨 FCFA での 2017 年公式特許手数料 (1Euro = XAF 655.957)	
出願手数料 :	XAF	90,000
出願様式上の間違いの訂正		
• 公開前	XAF	15,000
• 公開後	XAF	20,000
出願書類の公開	XAF	55,000
• 出願付録のカラー公開	XAF	30,000
回復手数料		
• 出願人の過失による	XAF	50,000
• 代理人の過失による	XAF	100,000
• 回復された地理的表示の公開	XAF	15,000
特別登録手数料 : 地理的表示に影響する変更を登録する	XAF	150,000
調査手数料	XAF	95,000
情報取得手数料 :		
• 既知の地理的表示に関する存続状態の写しの発行	XAF	10,000
• 提出された地理的表示のアイデンティティ証明の発行	XAF	10,000
• 地理的表示の書類に含まれた部分の写し	XAF	10,000
• 証明書付きの写しの発行	XAF	70,000
審判手数料	XAF	960,000
異議申立手数料	XAF	150,000
拡張手数料 :		
• 新加盟国から OAPI へ	XAF	60,000
• OAPI から新加盟国へ	XAF	10,000
• 拡張様式上の間違いの訂正	XAF	2,500

通知期間と期限

3 カ月 (30 日の延長が可能) の間に方式不備に対処する。

4. 出願経過

拒絶理由通知書に応答する

出願人は、3 カ月の間に方式不備に対処せなければならない。この期間は、正当な理由があれば 30 日間延長することができる。

権利の発行

要件が満たされていれば、地理的表示は登録、公開され、登録証が発行される。

異議申立手続き

異議申立が登録後行われるということは、重要な留意事項である。その手順は次の通りである。

- 利害関係者は、公開と登録後6カ月以内に地理的表示の登録に異議を申し立てることができる。この期間の延長はできない。異議申立は上申書の形式でなされる。その根拠は、善良の風俗／公の秩序、欺瞞のおそれ、原産地国での保護の欠如または登録資格の欠如に関するものでなければならない。
- 異議申立書類の写しは権利者に対して送達される。権利者はその後3カ月の間に答弁書を提出する。答弁書の提出期間は一度3カ月ほど延長することができる。答弁書が提出されない場合、登録は取り消されたものとみなされる。
- 答弁書が提出された場合、両当事者はヒアリングを請求することができる。その後決定が下される。決定が登録者に不利なものである場合、登録は取り消される。
- 異議申立における決定に対する審判申立は、決定が通知された後3カ月以内に高等審判委員会に提出されることことができる。

5. 登録後

権利

たとえ地理的表示の使用が「種類」「タイプ」または「型」のような単語と組み合わせたものであっても、特定された製品に関して、登録された地理的表示で特定された地理的エリアで継続して活動を行っている生産者以外の者がその地理的表示を使用することは、違法である。しかし、許可を受けた生産者によって流通させられている商品は、転売されることができる。

違法使用の場合、登録された権利者は、差止命令、損害賠償および民事法が定めるその他の制裁手段を求める民事訴訟を起こすことができる。

違法使用には、100万～600万中央アフリカフラン（CFA）に及ぶ罰金と禁錮という刑罰もある。

取消手順

利害関係者は、地理的表示はそのような保護を受けるべきではないという理由で、OAPI加盟国の管轄民事裁判所に、地理的表示登録の取り消しを命令するよう請求することができる。

出願は、登録者ならびに地理的表示を使用する資格を有するすべての者に通知されなければならない。これらの当事者はみな手続きに介入する資格を有する。

ライセンス

地理的表示の使用権付与に関する規定はない。

更新

該当しない。

VII. 集積回路の回路配置図（トポグラフィー）

1. 制度の概観

バンギ協定

OAPI を創設した協定は、アフリカ工業所有権機関の創設に関する 1977 年のバンギ協定である。当該協定は、1999 年バンギ協定により改訂されている。付属文書 IX が集積回路の回路配置について定めている。

統計 - 出願、登録、係属中出願の数、製品のクラス/種類

今のところ、OAPI の知財部からの集積回路の回路配置出願統計は公になっていない。

出願要件

集積回路の回路配置の保護に関しては特定の規定がある。次の事項が重要である。

- 「集積回路」とは、最終形態または中間形態の製品で、素子（少なくとも一つの能動素子を有する）と接続部の一部またはすべてが材料の内部または材料の表面に不可分の状態で形成され、電子機能を果たすことを目的としているものをいう。
- 「回路配置」またはトポグラフィーとは、集積回路の素子（少なくとも一つの能動素子を有する）および相互接続部の一部または全部の三次元配置図、あるいは、製造を目的とした集積回路の三次元配置図のことをいう。
- 集積回路の回路配置が独創的なもので、世界のどこでも 2 年を超えて商業的に利用されていない場合、保護の対象となりうる。
- 回路配置が創作者自身の知的努力の賜物であり、回路配置の創作者と集積回路の製造者にとって普通のものでない場合、回路配置は独創的なものとなる。素子と接続部の組み合わせからなる、普通の回路配置は、全体としての組み合わせが独創的なものであれば、保護の対象となることができる。

審査期間

OAPI に提出された集積回路の回路配置を、当事務所は把握していないので、審査にどの程度かかるかはわからない。所定の期間はない。

保護期間

保護の発効日から 10 暦年目の終わりに保護は終了する。

保護を求める出願は登録出願に指定された出願日から 2 年以内であれば、権利者により、または、権利者の同意を得て、回路配置が世界で最初に商業利用された日に、保護は効力を発する。また、回路配置が世界での先商業利用の対象でなかった場合、保護は出願日に効力を発する。

出願/登録手順（フローチャートを含む）

手順は次の通りである。

- 添付書類とともに出願書類を提出し、手数料を納付する。
- 出願書類受領書が発行される - 出願日は受領書の日付である。
- 方式上の不備があれば、出願人は 3 カ月（正当であれば、30 日ほど延長可能）の間に不備を訂正する。期間内に申請人が訂正すれば、出願日は保持され、訂正されなければ、出願は拒絶される。

- 商業利用問題に関する審査はあるが、独創性に関する審査はない。
- 回路配置の特別登録簿に登録され、公開される。
- 拒絶の場合、審判高等弁務局に6カ月以内に審判を申し立てる権利がある。

フローチャートは次の通りである。



2. 出願書類を作成する

言語要件

出願書類は英語またはフランス語で提出することができ、図面には両方の言語で注釈をつけなければならない。実際の手続きではフランス語が使われている。

必要とされる出願様式

保護を求める者は次の事項を記載した出願書類を提出せなければならない。

- 登録請求書
- 手数料の納付を証明する文書
- 回路配置の簡略かつ正確な説明
- 回路配置の写しまたは図
- 出願人の詳細
- 該当する場合には、委任状
- 回路配置が世界のどこかで最初に商業利用された日付、または、利用がまだ始まっていないという陳述書
- 保護資格を証明する特記事項

添付書類

上記以外の文書は必要ない。

3. 出願書類を提出する

出願先

OAPI オフィス。上記詳細を参照。オンライン提出はできない。

出願資格者

創作者または創作者の指定代理人が出願することができる。共同出願は可能である。出願人は自然人でも法人（企業）でもかまわない。外国人に関する制限はない。

従業員による発明の場合は、出願する権利を有するのは、雇用主である。ただし、雇用契約に別の規定がある場合は除く。

登録関係手数料および費用

集積回路の公式 OAPI 回路配置（トポグラフィ）料金	基準通貨 FCFA での 2017 年公式特許手数料 (1Euro = XAF 655.957)	
出願手数料	XAF	225,000
公開手数料	XAF	365,000
テキストの長さ（A4 フォーマット）		
• 11～20 頁	XAF	120,000
• 20 頁を上回る（10 頁ごとに）	XAF	80,000
公開前補正	XAF	40,000
公開後補正	XAF	50,000

通知期間および期日

上記 1. の「出願／登録手順」と下記 4. の「拒絶理由通知書に応答する」を参照。

4. 出願経過

拒絶理由通知書に応答する

出願の登録前に方式審査がある。

手数料の不納を除く、重大な誤りの場合、出願人は 3 カ月以内に誤りを訂正するよう求められる。この期間は、正当な理由があれば 30 日間延長可能である。訂正が期間内にされれば、出願日は保持される。

商業利用に関する審査がある。

異議申立手続き

異議申立に関する規定はない。第三者意見に関する規定もない。

権利の発行

回路配置の特別登録簿に登録され、公開される。

5. 登録後

権利

権利者は次の事項を行う独占的権利を有する。

- 集積回路に組み込むか、または、それ以外の方法で、保護を受けた回路配置を全体的または部分的に複製する。ただし、独創性要件を満たさない部分の複製行為は除く。
- 保護を受けた回路配置、保護を受けた回路配置が組み込まれている集積回路、または、回路配置を有し続けるような集積回路が組み込まれている品物を輸入、販売、販売申し出、またはその他商業目的で流通させる。

しかし、保有者の権利に限定事項はある。保護は以下の事項には及ばない。

- 保護を受けた回路配置を私的に複製、分析、評価、調査すること
- 独創性の有無に関する分析または評価に基づく集積回路への回路配置の組み込み
- 権利者により市場で販売された後、保護を受けた回路配置またはそれを組み込んだ集積回路の取引をすること（権利の消尽）
- 取り扱う者が保護を知らない、または、保護を認識する合理的な根拠を有しない状況で、保護を受けた回路配置またはそれを組み込んだ集積回路の取引をすること

侵害の場合、権利者は訴訟を起こすことができ、裁判所は法に定められる差止命令、損害賠償およびその他制裁手段を認めることができる。

契約実施権または強制実施権の受益者は、侵害者に対して訴訟を起こすことを回路配置の権利者に求めることができ、もし3カ月以内に保有者が訴訟を起こさない場合には、受益者（実施権者）が自らの名義で訴えることができる。

侵害は、刑法上の罪でもあり、100万～600万中央アフリカフラン（CFA）に及ぶ罰金および／または最長6カ月の禁錮が科される可能性がある。

取消手順

出願の最も重要な内容が第三者の同意なしに第三者の回路配置から取られており、出願が登録された場合、第三者は民事裁判所に登録の移転を請求できると、法は定めている。登録移転の判決は、OAPI オフィスに連絡されなければならない、その後特別登録簿に記載される。

関係者は、下記を理由として、回路配置の登録簿からの削除を請求できると、法はさらに定める。

- 回路配置は保護に適格ではない。
- 保有者が保護を受ける資格を有さない。
- 出願が最初の商業的利用から2年以内に提出されなかった。

請求が認められると、保護の効力が生じた日から登録は無効とみなされる。

ライセンス

移転

回路配置に関する出願中または登録中の権利は、全てまたは部分的に移転することが可能である。効力を生じさせるためには、移転は書面でなされなければならない。第三者を拘束するためには、回路配置用特別登録簿に登録されなければならない。

契約実施権

ライセンス契約は書面でなされ、全ての当事者により署名されなければならない。

ライセンス契約に別の取り決めがある場合を除き、ライセンス契約は非独占的とみなされる。つまり、実施権許諾者は実施権を他者に認め、保護された回路配置を自ら使用することができるということである。しかし、独占的实施権の場合は、実施権許諾者は他者に実施権を許諾する資格を持たず、契約に別の取り決めがある場合を除き、保護を受けた回路配置をそれ自身で利用することができない。第三者に対して効力を生じるために、ライセンス契約は OAPI オフィスで登録されなければならない。

付与された権利に由来しない制限を課し、これらの権利を支持する必要のない条項は、無効である。

強制実施権

（「非任意実施権」とも呼ばれる）強制実施権は、出願日から 4 年、または登録日から 3 年の期間の満了後（先に満了した方の期間）、次の場合に許諾されることができる。

- 保護を受けた回路配置が OAPI 加盟国の領土で実施されていない。
- OAPI 加盟国の領土で保護を受けた回路配置が実施されているにもかかわらず、保護を受けた製品の需要が合理的な条件の下で満たされていない。
- 回路配置の権利者が合理的な条件で実施権を許諾することを拒絶していることにより、OAPI 加盟国での工業または商業活動の確立または開発が、不当かつ大幅に損なわれている。

不実施に対する正当な理由がある場合、強制実施権は許諾されない。強制実施権の請求は、回路配置の権利者の居住する国の民事裁判所に提出される。権利者が海外に居住している場合、権利者が選択した居住地か、または、その代理人の居住地の民事裁判所に請求は提出される。

強制実施権を請求している当事者が任意実施権を請求したが、合理的な状況で契約実施権を拒絶されており、保護を受けた回路配置の実施が可能であるという証拠を提出しなければならない。

回路配置の権利者は、裁判所から請求について通知を受ける。実施権者も同様である。両当事者には 3 カ月の応答期間がある。ヒアリングが開催されることもある。実施権が許諾されると、裁判所が範囲、期限および報酬を定める。どちらの当事者も公開後 1 カ月以内に判決に対する審判請求書を提出することができる。

強制実施権の許諾は、発効している、ライセンス契約にも、強制実施権にも影響を及ぼさない。さらに、他の実施権契約の締結も、他の強制実施権の許諾も損なわない。しかし、権利者は、強制実施権の条件よりも好条件で他の契約実施権を許諾することはできない。

強制実施権は非独占的であり、サブ・ライセンスを許諾する権利は含まれず、事業または事業の関連部分と一緒にのみ移転可能である。

回路配置の権利者または強制実施権者は、決定の変更を請求することができる。実施権の根拠が消滅した場合、実施権者が実施権の範囲を超えた場合、または、実施権者が報酬を支払わない場合、権利者は、実施権の撤回を請求することができる。

国家防衛、公衆衛生または国家経済上の必要性から、工業所有権に係る事項を担当する OAPI 加盟国の省庁が、職権上の実施権を許諾することができる。この許諾は、権利者の同意なしに行うことができる。

VIII. 植物品種権

1. 制度の概観

バンギ協定

OAPI を創設した協定は、アフリカ工業所有権機関の創設に関する 1977 年のバンギ協定である。当該協定は、1999 年バンギ協定により改訂された。付属文書 X が植物品種権について定めている。

OAPI は植物の新品種の保護に関する国際条約の加盟国になり、その効力は 2014 年 7 月 10 日に生じた。

統計 — 出願、登録、係属中出願の数、製品のクラス／種類

今のところ、OAPI の知財部からの植物品種出願統計は公になっていない。

出願要件

植物の新品種の保護に関する特定の規定があり、植物の新品種を保護するために発行される「植物品種証」というものの章が構成されている。「植物品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の 1 の分類群に属する植物の集合のことをいう。その集合は、植物品種証明書の許諾に関する条件を満たすかどうかにかかわらず、：

- 遺伝子型またはその組み合わせによって生ずる特性の表現によって特定することができ、；
- これらの特性のうち少なくとも一つの特性の表現により他のすべての植物の集合と区別することができ、；かつ
- 変化なく増殖させることが可能であるという点で 1 の単位とみなすことができる。

植物品種証は一つの品種のみに付与される。

すべての植物学上の分類群は、野生品種を除いて、すなわち、人により植えられたことも、改良されたこともない品種を除いて、保護の対象となる。

品種の保護要件は以下の通りである。

新規性。 出願日または優先日において、木とツタに関しては、OAPI 加盟国では、遡って 1 年を超える期間、非加盟国では 6 年を超える期間、または他の品種に関しては 4 年を超える期間、育成者の同意を得て、その品種の何の素材も販売も処分もされていなかったという事実に基づいて、新規性は、判断される。とりわけ、育種家に損害を与えて行われた乱用に起因する処分に関しては例外があり、試植に関する契約を含め、様々な契約と法定または規制義務約がある。

識別性。 品種は、出願時または優先日において、その存在が一般に知られている他の品種と明確に識別される場合は、識別性があるものとする。ある国で植物品種を出願すること、または、マーケティングのための品種カタログへ掲載することは、その出願が植物品種証の発行またはカタログ掲載という結果になることを条件として、その品種が一般に知られたものとなるとみなされる。

均一性。 品種は、有性繁殖をすること、または、栄養繁殖をすることの特殊性から予測される変化に従って、関連する特性において当該品種が十分に均一である場合は、均一性があるものとする。

安定性。 品種は、関連する繁殖後に、あるいは、有性または栄養繁殖の特別な周期がある場合にあっては当該周期の終わりに、関連する特性が変わらないままである場合、安定性があるものとする。

審査期間

審査には大体 2～3 年かかる。

保護期間

発行日から 25 年間。

出願／登録手順（フローチャートを含む）

手順は以下に記載する。提案された品種名が出願書類とともに提出されるとしても、これに関する問題は、2.の留意事項のもとで別個に取り扱われることに、留意が必要である。

- 出願書類を添付書類と提案された品種名ともに提出し、手数料を納付する。手数料が納付されていない場合は、出願は受理されない。出願日は受理日である。
- 公式審査と第三者意見に関する規定がある。出願人は、最初の出願の出願日から 3 年の優先権期間の満了日から 2 年を超えない間に、品種の審査の延期を請求することができる。
- 審査に関しては、方式審査と実体審査の両方がある。方式審査については、出願人は 60 日の間に書類の不備を訂正する。出願人が訂正を怠った場合、書類は提出されなかったとみなされる。
- 植物学上の分類群要件が満たされているかどうかの問題と新規性要件が満たされているかどうかの問題についても、審査が行われる。
- 品種が特定される分類群に属すること、品種が区別性、均一性かつ安定性を有することを保証するために技術審査が行われ、これらの要件が全て満たされていれば、品種が公式に記載されることになる。この審査は、OAPI オフィスが承認した認定機関により出願人の費用で行われる。出願人は、技術審査に必要な、情報と文書すべてを提出しなければならない。審査が、植物新品種の保護のための国際条約の契約機関の事業により行われた場合、審査はこれらの結果に基づく。
- 拒絶は、高等審判委員会での審判に依存することになる。
- 出願通知の公開後は、第三者意見も可能である。意見は次の主張に基づくことができる — 品種は、新規性も、区別性も均一性も、安定性も有していない、または、出願人は保護を受ける資格を持たない。OAPI オフィスは意見の写しを出願人に送達し、出願人はその後 3 カ月（一度更新することが可能）の間に応答し、その後ヒアリングが行われ、決定が下される。
- 双方の当事者は、第三者意見に基づく決定に対して審判請求書を 30 日以内に高等審判委員会に提出することができる。
- 拒絶されない場合、および、異議申立が成功しない場合、植物品種証が発行される。

フローチャートは次の通りである。



2. 出願書類を作成する

言語要件

出願書類は英語かフランス語で提出できる。実際には、手続きはフランス語で行われている。

出願様式が必要である

出願書類には以下を記載せなければならない。

- 出願人、育成者および代理人（該当する場合）の氏名および詳細
- 植物分類群の識別
- 提案された品種の名称
- 品種の簡潔な、技術的な記載
- 該当する場合には、委任状
- 手数料の納付証明

添付書類

植物新品種の保護のための国際条約の 11 条に基づいて、最長 12 カ月の優先権を主張することができる。優先権主張書は、証明書付きの写しとともに、出願後 4 カ月の期間内に提出されなければならない。

留意事項

OAPI は、他の国の試験機関の出した DUS テスト結果を通常受理する。

品種名称は出願と同時に提出されなければならない。以下のように、品種名称に関する問題を取り扱う詳細な規定がある。

- 品種名称が何で構成されているか。たとえば、単語か、単語と図の組み合わせか、または文字と図の組み合わせか。
- 請求されている名称が出願と同時に提出され、植物品種証が発行されるのと同時に登録されるという事実
- 品種名称を拒絶できる根拠。たとえば、適切性の欠如、区別性の欠如、公の秩序または善良の風俗、品種名称が種、品質などを意味する標識のみから構成されているという事実、品種名称が誤解を招くおそれがあるという事実、品種名称が他の名称と同一であるか、または混同するほど類似するという事実。
- 品種名称が公開され、植物新品種の保護のための国際条約の契約機関に通知されるという事実
- 異議申立を提出することができるという事実
- 登録された名称を取り消すことができるという事実
- 品種が利用される限り、同じまたは非常に関連する種の別の品種に関して、別の誰かが同一または混同するほど類似する名称を使うことは違法であるという事実

3. 出願を提出する

出願先

OAPI オフィス。上記を参照。オンライン出願は利用できない。

出願資格者

植物品種証の権利は、育成者か、該当する場合には、共同育成者に帰属する。「育成者」という単語は、品種を発見し、開発した者と定義されるが、既知の品種を再開発、または再発見した者は除外する。権利は譲渡可能であるが、育成者の記載は証明書に残る。その反対の証拠がなければ、出願人が植物品種証の資格を有する者だとみなされる。

雇用契約の観点から、品種が従業員に育成されたものの場合、植物品種証の権利は、雇用主に属する。ただし、契約がそれ以外の定めをしている場合は除く — 従業員が品種を育成する目的で雇用されているのではないが、雇用主の施設と装置で品種を育成してきた場合も、これが適用される。しかし、この場合、従業員は報酬を受ける資格を有する。

外国人に関する制限はない。

登録関係手数料および費用

公式 OAPI 植物品種権利料金	基準通貨 FCFA での 2017 年公式特許手数料 (1Euro = XAF 655.957)
------------------	---

出願費用：		
● 出願手数料	XAF	590,000
● 公開手数料	XAF	50,000
● 植物名称変更手数料	XAF	120,000
● 優先権主張手数料（優先権ごとに）	XAF	110,000
● 補正手数料	XAF	40,000
● 異議申立手数料	XAF	150,000
● 公開手数料	XAF	75,000
● 審判手数料	XAF	960,000
審判手数料：		
審査手数料	XAF	625,000
実験サイクル毎の審査手数料		
● 審査報告が OAPI ではなく、外部試験機関からのものである場合、現地手数料	XAF	可変
年金手数料：		
● 一年目	XAF	250,000
● 二年目	XAF	250,000
● 三年目	XAF	250,000
● 四年目	XAF	250,000
● 五年目	XAF	250,000
● 六年目から 20 年目	XAF	300,000
● 遅延納付手数料	XAF	70,000

通知期間および期日

上記 1. の「出願／登録手順」と下記 4. の「拒絶理由通知書に応答する」を参照。

全登録手続き期間

平均的な全登録手続き期間は 24～48 カ月である。

4. 出願経過

拒絶理由通知書に応答する

方式審査と実体審査がある。出願人は 60 日の間に方式上の異議に対応するよう求められる。出願人がそうすることを怠った場合、出願は提出されなかったものとみなされる。

品種が特定される分類群に属すること、かつ、品種が区別性、均一性および安定性を有していることを保証するための技術審査もあり、これらの要件が満たされれば、品種は公式に記載されることとなる。この試験は、OAPI オフィスが承認した認可機関により、出願人の費用で行われる。出願人は、技術審査に必要である情報と文書すべてを提出する必要がある。植物の新品種の保護に関する国際条約の契約機関が試験を行った場合、審査は当該試験の結果に基づく。

拒絶は、高等審判委員会の審判に依存することになる。

異議申立手続き

出願通知の公開後は、第三者意見を出すことができる。公開と同時に、第三者は異議申立を提出することができる。

次の主張に基づいて、異議を申し立てることができる — 品種が新規性、区別性、均一性、もしくは安定性を有さず、または出願人が保護を受ける資格を持っていないということ。

OAPI オフィスは意見の写しを出願人に送達し、出願人はその後 3 カ月（一度更新することができる）の間に応答することを求められ、次いでヒアリングが行われ、決定が下される。

どちらの当事者も 30 日以内にその決定に対する審判請求書を高等審判委員会に提出することができる。

権利の発行

出願がうまくいき、異議申立が成功しない場合には、植物品種証が発行される。

5. 登録後

保有者の権利

次の事項が重要である。

植物品種証は、証明書に記載された品種を利用する独占的権利をその権利者に授与する。証明書はまた、誰にも品種を利用させないようにする権利も与える。利用という概念は、生産、繁殖のための処理、販売申し出、輸出、輸入および保管を含むと定義される。

しかし、利用権は、非商業的または研究目的の行為および植物品種証の出願前に善意で行われる行為のような、様々な行為には及ばない。OAPI 加盟国の領土内で権利者により、または、権利者の同意を得て、販売された素材に関する、権利の消尽規定もある。

権利者は、当該権利の侵害者に対して、または同一もしくは密接に関連する種の別の品種に関して同一もしくは混同するほど類似する名称を使う者に対して、訴訟を起こす権利を有する。権利者は、差止命令、損害賠償、商品の差押および国内法規にある、その他の救済手段を得る権利を有する。侵害はまた、100 万～300 万中央アフリカフラン（CFA）の罰金と最長 6 カ月の禁錮で罰せられうる刑事違反でもある。

別の形態の救済手段は、裁判所命令である。裁判所は、差押の有無にかかわらず、政府職員（税関職員を含む）の支援を受けて権利者が商品の目録を作成することを認める、公式報告書を命令することができる — 差押がある場合には、不正差押に対して起こされるおそれのある損害賠償請求に備えて権利者は保証金を差し入れることが必要となる。

権利者は、植物品種証を譲渡または移転し、実施権契約を締結する権利を有する。

取消手順

植物品種証の資格を持たない者が出願を提出する場合には、資格を有する者が出願または登録の移転を求めて訴訟を起こすことができる — 証明書の発行日から 5 年以上が経過している場合は、悪意のケースを除いて、訴訟を起こすのは無理である。

出願日または優先日において、品種が新規性も、識別性も有していなかったこと、その当時品種が均一性も、安定性も有していなかったこと、または証明書を受ける権利を持たない者に対して証明書が発行されたことに基づいて、正当な利害関係者は、植物品種証の無効を申請することができる。無効となった植物品種は発行日付で無効であるとみなされる。

権利者には、証明書の有効期間中ずっと、保護を受けた品種、または該当する場合には、その遺伝的要素を維持する義務もある。権利者はまた、品種の公式のサンプルを確立し、更新するために、または、保護を目的として品種の比較審査を行うために、保護を受けた品種のサンプルを、長官により指定された機関に提供する必要がある。権利者が維持義務を怠り、品種が均一性も、安定性もなくした場合には、OAPI オフィスは、植物品種権を権利者から剥奪することができる — 喪失はその登録日に効力を生じることになる。

ライセンス

移転

植物品種証は、継承により譲渡または移転が可能である。権利者の変更は、書面でなされなければならない。第三者に対して拘束力を有するために、登録されなければならない。

契約実施権

植物品種証の権利者は、独占的または非独占的実施権を許諾することができる。実施権は、書面でなされなければならない。第三者に対して拘束力を有するために、登録されなければならない。

公権力または公権力に認可された第三者による利用

以下の場合には、権利者の同意なしに、国または政府によって指定された第三者により、品種を利用されることを、政府は決定することができる。

- 公共の利益、特に食糧供給または公衆衛生上、品種の利用が必要である。
- 植物品種証の権利者の品種の利用の仕方が非競争的であると、裁判機関または行政機関が判断する。

この決定が行われるのは、次のような状況においてのみである：植物品種証の権利者に対して状況の是正を求める公式の通知が送られていた；国または第三者が品種を効率的に利用できる立場にある；植物品種証の発行日および決定が下された日から3年が経過している。

政府は、品種がどのように利用されるのか、利用期間および報酬を明示せなければならない。それらは公正でなければならない。政府はまた、必要な量の繁殖素材を（支払いに基づいて）利用可能とするように権利者に要求する。利用は、もっぱら OAPI 加盟国の国内市場への供給に役立つものでなければならない。

認可は、権利者による品種の利用またはライセンス契約の締結を除外しない。

これらの規定に基づいて決定が下される前に、両当事者に対してはヒアリングが行われ、当該決定は、管轄の行政裁判所での審判に依存することになる。

更新

年間手数料（年金）は毎年前払いしなければならない。一年目の年金は証明書の発行日から1年のうちに支払わなければならない。罰金を払えば、6カ月の猶予期間が認められる。年金の納付がなければ、権利が喪失される。

権利者の責めに帰することができない事情によって年間手数料の納付がされなかった場合、回復は可能である。ただし、特別な事情が解消された後6カ月以内、期日から遅くとも2年以内に、権利者が回復を請求することを条件とする。回復の前に品種の利用を開始した第三者は、継続して利用する資格を有する。回復に関する決定は、決定の受領後30日の期間内に行われる高等審判委員会での審判に依存することになる。

[特許庁委託事業]
アフリカ知的財産機関（OAPI）における
知的財産権取得に関する制度概要調査

2017年4月 発行

[作成協力]
SPOOR & FISHER

[発行・編集]
独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部
TEL: +971-4-3880-601
FAX: +971-4-3880-646
E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2017年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。